

令和6年 第7回選挙管理委員会会議録（要旨）

日時 — 令和6年7月18日（木） 午前10時00分～午前10時30分
場所 — 高層館12階 選挙管理委員室
出席者 — （委員）中井委員長、星原委員長代理、松井委員、山口委員
（事務局）小須田事務局長、新家事務局次長、花岡主幹、赤田係長、清瀬係長、菊川副主査

（中井委員長）

ただいまから第7回選挙管理委員会を開催いたします。

今日、予定されております案件は2つありまして、1つ目は、指定都市選挙管理委員会連合会主管課長・係長研究会議についての報告を、2つ目は、その他ということです。

それでは案件1について、事務局より説明をお願いします。

（新家事務局次長）

はい。

それでは、案件1の主管課長・係長研究会議についての報告をさせていただきます。

1ページをお開きいただきまして、日程は載っていませんけれども、6月20日に新家と清瀬係長で浜松へ行かせていただきまして、そこでの会議の報告でございます。

次第の4番に書かれております、議題を報告させていただきます。

それでは2ページをお開きください。

まず提出議題1ですけれども、投票所の施設管理者について、さいたま市から議題がありました。

提案理由を見ていただきますと、近年の気象状況から、投票所となる学校には空調設備のある普通教室等の貸出について配慮を求められているとのことです。

普通教室を貸出する場合についての施設管理の観点から、教員を勤務させなければならぬと考えている学校があることから、公立の小中高校を投票所として設置する際には教職員の従事を依頼しているのかどうか、ということをお各市に照会をされています。

こちらの内容ですけれども、質問1から質問6まででございます。4ページをお開きください。さいたま市はこのようなことをしていますということで、先に質問と答えがあります。

質問1「依頼をしているか、していないか」

さいたま市はしていない。

質問2.3は飛ばしていただいて、質問4「学校施設の開錠はどうしていますか」

あらかじめ事務従事者が鍵を預かったり、依頼はしていないけれども、学校の先生が出勤して開錠したりしています、という回答でございます。

質問5「学校から借用する施設の種別と、空調設備の有無を教えてください」

普通教室、特別教室、体育館等、全部使っています、という回答でございます。

そして空調設備の有無としては、あるところとないところがございますとのことです。

質問6「空調設備がある施設の借用のために取り組んでいることがあれば教えてください」空調のある教室等の借用への配慮をお願いしているけれども、今年度から年度当初の小・中学校の校長会等で、空調設備のある施設の借用について依頼を行う取組を始めました、という回答でございました。

次のページ、6ページですけれども、さいたま市が各政令市の回答の中で川崎市をピックアップされて、回答を求められていました。

その回答が、6ページ、7ページのようになっております。

8ページには、本市の回答を載せさせていただいております。本市の場合もさいたま市と同様、スクールキーパーを使っておりますので、特に学校の先生に依頼をしているという状況ではございません。

そして、各投票所は基本的に体育館を利用しておりますので、体育館に空調設備があればお借りするけれども、それがなければそのままである、というような状況でございます。

次に、10ページに移ります。

提出議題2ということで、同じさいたま市ですけれども、選挙システム標準化に伴う課題についてということで、選挙システムの標準化に伴って、住民票消除のタイミングを転出予定年月日と転出確定年月日のいずれか早い日付を住民票消除日として採用することになったが、従来の考え方から変更することとなるため、従前の取り扱いと変更後の課題について他市の状況確認ということでございます。

事務方で進めていますけれども、DXの関係で、国がシステムを標準化するように進めております。

内容としましては、簡単に言いますと、12ページを開いていただくと別紙がありますけれども、2段目のところで、昨年、埼玉県知事選挙を記載の日程で実施しており、それを現行のやり方と標準化後のやり方ではこのように変わってきますので、どのように考えたらいいですか、ということです。選挙人名簿に登録されて選挙権があるというのは、3ヶ月以上住まないといけない。そして転出すれば4ヶ月以上経てば抹消になりますよ、という考えです。

現行では、3月25日に転出届出があり、転出予定日は3月31日となっており、実際に転入届出がなされたのが4月23日で、転入日は4月10日であった場合、住民票を消す日は転入された日である4月10日となります。選挙人名簿は8月11日で4月10日から4ヶ月経過するため抹消する、というようなやり方です。今はこのようなやり方をやっておりますけれども、システムを標準化した場合には、下の考え方になるのではないかとということです。

システムでは転出予定日もしくは転入日のどちらか早い方を住民票抹消日に採用するため、3月31日に住民票が消えます。そうすると、3月31日から4ヶ月経過する8月1日に選挙人名簿が抹消されるので、埼玉知事があった8月6日の投票日当日は、この人は投票できません、という話になってきます。このようなやり方でいいのかどうかということを開かれております。

これについては、様々な指定都市の考え方があります。その中で横浜市の回答が取り上げられていました。

本市としては、14 ページですけれども、考え方としては事実に基づいて行うのがいいのではないか、いわゆる現行のやり方で進めていかざるを得ないのではないですか、という回答をさせていただいております。この件については、総務省にも確認をしなければならないだろうということで、次回の会議の中で、総務省に聞いた内容を確認しながら進めていくということになっております。

次に15 ページ、提出議題3ですけれども、横浜市から、選挙事務における生成AI等新たなデジタル技術の活用に係る検討状況についてお聞きしたい、という提出議題がございました。

こちらにつきましては、生成AIを活用した選挙に関する問い合わせ対応についての情報収集等を行っている市がいくつかあり、具体的な検討にまでは至っていない状況が各政令市の回答でありました。

ただ、次の16 ページに相模原市がこのようなことをしようとしていますよ、というものが書かれております。

内容としましては、投票日当日のために前日準備をしますけれども、その準備をするときに、各投票所から業務完了報告があるようです。それを本当にできているかどうかを、生成AIを使って確認をしている、というような内容でした。

次の18 ページの提出議題4ですが、選挙関係文書の保存年限をどうしていますか、という内容です。

こちらは相模原市の提出議案ですけれども、本来、公職選挙法では、選挙の任期満了後に廃棄していいですよ、というような内容になっております。それを、相模原市の公文書審議会において、候補者の選挙公報のようなものは残しておくべきではないのか、というような内容で指摘があったとのことでした。

ただ、それについては各市において、現物では残してないが、選挙結果調等で残しているの、相模原市においても参考にするとおっしゃっていました。

次は提出議題5、26 ページです。

こちら相模原市からの提出議案で、投票所の会計年度任用短時間勤務職員の任用事務についての確認となります。

当日投票所の事務従事者を会計年度任用短時間勤務職員として採用するようになってから、提出書類や確認事務等の負担が増してきたと感じており、他市はどのように事務を行っているか、という内容を聞かれています。

こちらについては、本市の場合は校区の自治連の方からお願いする方と、人材派遣と2通りの対応をしております。

他市でも同様の対応を行っているとのことでした。

次、提出議題6、33 ページですが、大阪市から選挙出前講義（小中高生等への選挙啓発事業）の実施体制と予算額等について、ということで議題提案がありました。

こちらについては選挙出前講義が現在実施されており、大阪市の場合は区職員が実施しているが、今後、実施校が大幅に増加すれば区職員の負担が大きくなり、特に選挙執行がある年度においては実施が困難になる可能性があることから、大阪市では事業者への出前講義を委託する方法を含めて、持続可能でよりよい選挙出前講義のあり方を検討しているので、他市の状況をお聞きしたいということで提案をされております。

他市では、出前講義を業務委託しているところはありませんでした。

それを一覧表にしたのが 34 から 39 ページまでです。基本的には、区や市の職員が実施しているというのが、他市の回答でした。

さいたま市の事例では、以前は明推協の委員であった大学教授経由で、当該教授のゼミ生に出前講座を頼んだりしていたが、現在は当該教授が退職したためゼミも無くなり、実施できていないというような状況であって、実施校がなかなか増えないという悩みを抱えているということでございました。

次に、42 ページの神戸市からの提出議題 7 でございます。

市と区の明るい選挙推進協議会の活動状況について、ということでございます。

神戸市では市と区に明るい選挙推進協議会を設置しておりますけれども、選挙時の街頭啓発などの啓発活動を行うにあたり、特に区においては地域人材の高齢化による担い手不足など、今後の明推協の活性化やあり方について苦慮しているということなので、他市がどのように活動されているかということを確認したいということで、提出議題がありました。

この中で、やはりどの市でもそうですけれども、明推協委員のなり手不足というのがありまして、将来的な人材確保を課題としている市が多いということがわかってきました。

協議会の事務局自体を選管事務局が担っております関係で、事務局で啓発事業を企画していくことが多いため、明るい選挙推進協議会が独自に企画した啓発事業などがいないため、そのような組織の形骸化が増えることによって事務局の負担が増えている、というような意見もございました。

自治会から推薦いただいた方に委員をお願いしている市が多いのですが、自治会の負担軽減が問題となって、活動が縮小していくという意見もございました。

このような各種の問題が再確認されたというような内容でございます。

次に、49 ページ、提出議題 8 でございます。

こちらは新有権者に対する啓発事業についてということで、福岡市で新有権者に対する啓発事業の一環として、メッセージカードを送るようなことを予定しています。作成をするにあたり、他市はどのようなことをされているのか、お聞きしたいということで提出されております。

この中で、実施している市についても、新有権者に送付したメッセージカードを受け、その新有権者が実際に投票されているのかどうかということが確認できない状況なので、実際に低投票率と言われている若年層に対して本当に効果的な啓発活動なのかということを確認視されておりました。

あまり啓発効果、費用対効果がないということで、途中で止められたという市もございま

す。そのような内容でございました。

次に 53 ページですが、提出議題 9、投票所における移動支援の実施状況でございます。

こちらは、有権者が投票しやすい環境を整備するための具体的方策について、研究・検討を行う中で、いわゆる交通弱者に対する移動支援の取組について、他市ではどのようなものを行っているかということを確認したいということでございました。

この中で、障害者団体や議員から、投票所までの移動支援に関する要望が寄せられている市が多いが、ほとんどの市で実施されていないという状況でございます。

ただ、相模原市では、近隣市である綾瀬市の取組を参考に、次の市長選挙から、障害のある有権者等を対象にタクシー券を配布し、自宅から投票所までの往復を無料で行う取組を実施する予定をされています。

移動期日前投票所というものが考え方としてありますけれども、セキュリティの関係や天候の問題があるため、実施はしていないということでございます。

ですので、移動支援については政令市の中では実施している市がほとんどない状況でございますけれども、要望されているので、今後どうしたらいいかということは各市にとっては課題となっていると思います。

以上、今回の主管課長・係長研究会議についての報告を終わらせていただきます。

(中井委員長)

ありがとうございました。

報告を聞かせていただきましたが、質問や聞いておきたいことはありますか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

33 ページの、大阪市の選挙出前講座というものが報告されていますけれど、これは本市の場合ほどのぐらい実施していますか。

(清瀬係長)

本市では、高校を対象に実施しております。例年、希望されて直接依頼をいただいている高校で実施しています。昨年は選挙が多かったこともあり、希望があった 3 校で実施しております。

今年度、高校と中学校に本市で実施している出前講座の紹介や希望に応じた出前講座が実施できるご案内などを記載した意向確認文書を各学校に送らせていただいておりますが、学校カリキュラム等をこなすので時間が精一杯という事情もあるようでして、出前講座の希望数は少なかったです。

ただ、出前講座の内容を収めた DVD であれば欲しい、という希望を聞いていますので、

今年初めてそのようなものを作って配布することを新たな試みとして考えております。

もちろん本市としては、中学生と高校生に対してぜひ選挙のお話をさせていただきたいと思ひ、お声がけはしているところではありますけれども、学校の授業のカリキュラム等の関係でなかなか時間が取れない、というお返事をいただいているのが現状ではあります。

(中井委員長)

3校とはどちらの高校ですか。

(清瀬係長)

三国丘高校の定時制、泉陽高校、泉北高等支援学校です。今年、令和6年度に入り、4月に三国丘高校の定時制の方は行かせていただいております、あと、泉北高等支援学校は12月頃、泉陽高校も11月頃に来てほしいとお話はいただいているところです。

(中井委員長)

18歳から選挙権があるから、高校が関心を持っていただいているということですか。

(清瀬係長)

はい。

(中井委員長)

小学校や中学校でも、有権者としての心構えを子どものときから持ってもらおうという意味で、お話をしていければと思います。

問題は大阪市の議題に書いていた、数が増えてきたら対応できないという点です。

年に3校であれば3回ということです。それだけではなく、小学校や中学校を含めると数がかかなり増えますからね。そうしたときに、講師として対応が本当にできるのかなど。

そちらはどう考えていますか。

(新家事務局次長)

実際に数がどれぐらいになるかというのは危惧することがあります。あとは時期もあると思います。

だから、1年を通じてまんべんなく来てほしいと言われれば調整はできますが、ある一定の時期だけ、例えば11月・12月に集中して10校や20校に来てほしいと言われても対応できないです。その際は先生とこちらとの調整になります。

それで対応できるかできないかというのを少しずつ調整した上で、区の選管との協力になります。実際、南区が堺東高校で出前講座を実施しておりますので、各区の選管でも実施できるような体制にはなっています。

(中井委員長)

そういうことであれば、区の選管へ出前講座の研修をしているということですね。

(新家事務局長)

はい。出前講座に行くときには事前研修を実施しております。

(中井委員長)

他に質問はございませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

質問がないようでございますので、案件1の主管課長・係長研究会議の報告については了といたします。

その他案件何かございますか。

(新家事務局長)

特にございません。

(中井委員長)

その他案件は特にないということでございますので、以上で第7回選挙管理委員会を閉会いたします。